

(公印省略)  
令和5年5月2日

町内小中学校  
保護者様

大泉町教育委員会  
教育長 柴崎 誠一

### 新型コロナウイルス感染症5類移行に伴う変更等について

保護者の皆様には、日頃より本町の教育行政及び各学校の教育活動に対し、多大なるご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、令和5年4月28日付けにて国より通知があり、令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類相当（インフルエンザと同様）となる事を踏まえ、学校生活における留意事項が示されました。

概要については、下記の通りとなりますので、ご確認お願い致します。

#### 記

- 1 出席停止の扱い**  
児童生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、これまで通り出席停止とする。  
※発熱や風邪症状があるが、感染が確認されない場合は、病欠とする。
- 2 健康状態の把握**  
学校と家庭で連携を図り、児童生徒の健康状態の把握に努める。  
※症状がない場合などは、朝の体温測定は、必要ない。
- 3 出席停止の期間**  
新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の出席停止の期間は、「発症後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後丸一日を経過するまで」を基準とする。  
※医療機関を受診した場合は、医師の指示に従うこと。
- 4 濃厚接触者の扱い**  
濃厚接触者については、特定をせず、同居家族が感染したとしても、児童生徒本人が新型コロナウイルス感染症に感染が確認されていない場合は、出席停止としない。
- 5 感染症が不安で休ませたいと申し出た場合の取り扱い**  
以下の理由が該当し、休ませたいと申し出があった場合は、出席停止とする場合がある。
  - 同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があり、他に手段がないなどの理由が認められる場合
  - 児童生徒自身に基礎疾患があり、重症化リスクが高い場合等、主治医に確認の上、登校すべきでない判断できる場合※上記の場合については、家庭で判断せず、まずは学校に相談してください。

#### 【備考】

新型コロナウイルス感染症については、法律上は5類に移行しますが、感染が拡大しないわけではありません。

5月8日以降は、上記に示した考え方を基本とし、これまでの経験を踏まえ、感染状況に応じて、各学校で感染防止対策を講じてまいります。

学校での感染を拡大させないためには、ご家庭において、お子さんの健康観察を継続するとともに、発熱や咽頭痛、咳等の症状があったときには、無理して登校しないことも重要となります。ご家庭の協力をお願い致します。